

日本司法支援センター
平成21年細則第10号
改正 平成21年10月22日
平成21年細則第13号

国選弁護人の事務に関する契約約款第21条及び本則別表B番号1に規定する資料に関する細則を次のように定める。

平成21年7月13日

日本司法支援センター
理事長 寺井 一 弘

国選弁護人の事務に関する契約約款第21条及び本則別表B番号1に規定する資料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国選弁護人の事務に関する契約約款第21条及び本則別表B番号1の規定に基づき、被疑事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際に提出すべき接見の事実を疎明するに足りる客観的な資料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(留置施設における接見の疎明資料)

第2条 普通国選弁護人契約弁護士が、都道府県警察の留置施設(以下「留置施設」という。)において、国選弁護人に選任された被疑事件の被疑者(以下「対象被疑者」という。)と接見をした場合に提出すべき疎明資料は、接見を申し込む際に、留置施設から交付を受けた第1号様式の用紙に、次の各号に掲げる事項を記載したものである。

- 一 対象被疑者の氏名
- 二 普通国選弁護人契約弁護士(対象被疑者の国選弁護人に選任された複数の普通国選弁護人契約弁護士が同一の機会に対象被疑者と接見したときは、全ての普通国選弁護人契約弁護士)の氏名
- 三 通訳人の氏名(通訳人を伴う場合)
- 四 対象被疑者と接見するための接見申込日時

(刑事施設等における接見の疎明資料)

第3条 普通国選弁護人契約弁護士が、刑事施設又は少年鑑別所(以下「刑事施設等」という。)において、対象被疑者と接見をした場合に提出すべき疎明資料は、接見を申し込む際に、刑事施設等から交付を受けた第2号様式の用紙(以下第1号様式の用紙及び第2号様式の用紙を「接見資料用紙」という。)に、前条各号に掲げる事項を記載したものである。

(事実証明書)

第4条 紛失、滅失、汚損、留置施設若しくは刑事施設等における接見資料用紙の用紙切れ又は留置施設若しくは刑事施設等において接見資料用紙の受領を失念したことのある理由により、普通国選弁護士契約弁護士が、前2条の疎明資料を提出することができないときは、これに代えて、日本司法支援センター（以下「センター」という。）から送付（ファクシミリ装置を用いた送信を含む。以下同じ。）を受ける第3号様式用の用紙（以下「事実証明書用紙」という。）に、第2条第1号及び第3号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項を記載し、当該普通国選弁護士契約弁護士が署名押印したもの（以下「事実証明書」という。）を疎明資料とすることができる。

- 一 普通国選弁護士契約弁護士の弁護士登録番号
- 二 対象被疑者の勾留場所
- 三 対象被疑者と接見をした日及び当該接見の開始時刻
- 四 前2条の疎明資料を提出できなかった理由

2 普通国選弁護士契約弁護士は、前項に規定する理由により前2条の疎明資料を提出することができない場合において、事実証明書を提出しようとするときは、センターに事実証明書用紙の送付を申請するものとする。

3 センターは、前項の申請を受けたときは、速やかに、普通国選弁護士契約弁護士に事実証明書用紙を送付するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成21年8月3日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成21年8月2日までに行われた接見については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成21年8月3日から同年9月30日までに行われた接見については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成21年11月30日までに行われた刑事施設等における接見については、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成21年12月1日から平成22年1月31日までに行われた刑事施設等における接見については、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。